

平成28年4月6日

女性活躍推進法に基づく認定について

武蔵野銀行（頭取 加藤喜久雄）は、平成28年4月1日（金）、埼玉労働局（局長 田畑一雄）より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）」第9条に基づく認定*（愛称「えるぼし」認定段階 3）を受けましたので、お知らせいたします。

当行は、かねてより女性をはじめとした多様な人材の活躍推進を重要な経営戦略の一つと位置づけ、組織全体の意識改革、女性職員のキャリア支援や登用の促進等の取組みを行っております。

このようななか、女性の就業継続支援のほか女性の採用・登用などの女性活躍推進に係る取組みが評価され、認定となったものです。

今後も当行は、女性をはじめとした多様な人材が活躍できる環境の整備に努めてまいります。

*女性活躍推進法 第9条に基づく認定

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組状況が優良な企業に対し、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることが出来る制度。



えるぼし認定マーク

<参考>

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく当行の取組み

- ・行動計画の策定（計画期間 平成28年4月～平成31年3月）
- ・人材活躍推進に関する基本方針の制定
- ・人材活躍推進に係る長期ビジョン「^{さい}彩 S A I」（平成28年度～平成34年度）

以上

報道機関からのお問い合わせ先
人事部 人材活躍推進室 谷口
電話 048-641-6111 内線2251

